

## 物品入札等参加機会制限措置要領

### (目的)

第1条 この要領は、秋田市指名停止措置要綱（物品の納入および製造）第10条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

### (参加機会の制限)

第2条 市長は、有資格業者が次の各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて当該各号に掲げる期間の範囲内において、入札等の参加機会を制限できるものとする。

措 置 要 件	期 間
1 指定物品以外の物品の随意契約に係る見積合わせ等において、落札を決定した後に正当な理由がなく契約を締結しなかったとき。	認定した日から 2週間以上 1カ月以内
2 指定物品以外の物品の随意契約の履行において、正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。	認定した日から 2週間以上 1カ月以内

2 前項の場合において、当該有資格業者が既に入札等を認められているときは、それを取り消すことができるものとする。

### (通知)

第3条 市長は、前条において入札等の参加機会を制限するときは、当該有資格業者に対してその旨を文書（様式1）により通知するものとする。ただし、通知する必要があると認める相当な理由があるときは、これを省略できるものとする。

### 附 則

この要領は、平成18年7月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成21年12月28日から施行する。

(様式1)

契 第 号  
年 月 日

様

秋田市長 穂 積 志

入札等の参加機会制限措置の決定について（通知）

入札等の参加機会制限措置について、次のとおり決定したので通知します。  
再度このような事態が生ずることのないよう、十分注意してください。

記

1 入札等の参加機会制限期間

年 月 日 から 年 月 日まで

2 入札等の参加機会制限理由